

第1 薬事

1 許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
元. 10. 30	広島工業大学 専門学校	1,197 人	920 人	429 人

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況
ア 薬局・医薬品販売業等

(平成31年度)

項目	保健所（支所）			西 部 東	東 部	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計		
	西 部	広 島	呉										
薬 局	許可申請	7	2	0	3	4	2	1	19	21	3	10	53
	許可更新申請	6	7	1	15	14	4	9	56	64	12	14	146
	管理者兼務許可 （適用願い）	4	2	0	5	10	0	0	21	23	5	13	62
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	7	0	0	7	4	2	0	13
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	139	171	15	172	287	120	107	1,011	1845	273	686	3,815
	休止届	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	6
	廃止届	6	6	0	2	8	5	1	28	26	5	10	69
	再開届	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	処方箋数届	45	40	10	58	81	30	24	288	284	90	140	802
店 舗 販 売 業	許可申請	4	1	0	2	1	0	0	8	15	2	3	28
	許可更新申請	3	4	0	0	4	0	2	13	19	3	5	40
	管理者兼務許可 （適用願い）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	108	97	10	140	183	19	62	619	665	107	331	1,722
	休止届	0	2	0	0	0	0	1	3	0	0	2	5
	廃止届	1	0	0	0	1	0	0	2	18	0	6	26
	再開届	0	2	0	0	0	0	1	3	0	0	2	5
卸 売 販 売 業	許可申請	0	0	0	0	2	0	0	2	11	1	1	15
	許可更新申請	0	1	0	2	4	0	0	7	11	0	5	23
	管理者兼務許可 （適用願い）	2	0	0	0	0	0	0	2	23	0	6	31
	許可証書換交付申請	0	1	0	0	1	0	0	2	7	0	3	12
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	変更届	3	9	0	13	20	0	8	53	127	9	32	221
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	1	0	1	1	0	0	3	18	1	8	30
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(平成31年度)

保健所（支所） 項 目		西		西 部 東	東		北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島		呉	部						
薬局製造販売業	許 可 申 請	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	3
	許 可 更 新 申 請	0	0	0	1	0	1	2	1	1	0	4
	許 可 証 書 換 交 付 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 証 再 交 付 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変 更 届	0	1	0	0	0	0	1	7	1	0	9
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 止 届	0	2	0	0	0	0	2	3	0	1	6
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売品目の承認	0	236	0	0	0	0	236	2	0	0	238
	製造販売品目の承認整理届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬局製造業	許 可 申 請	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	3
	許 可 更 新 申 請	0	0	0	1	0	1	2	1	1	0	4
	許 可 証 書 換 交 付 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 証 再 交 付 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変 更 届	0	1	0	0	0	0	1	7	1	0	9
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 止 届	0	2	0	0	0	0	2	3	0	1	6
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(平成31年度)

保健所（支所） 項 目		西		西 部 東	東 部	北	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島								
薬種 商販 売業	許 可 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 更 新 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変 更 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例 販売 業	許 可 申 請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 更 新 申 請	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変 更 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 止 届	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取扱品目の変更・追加申請	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0

イ 高度管理医療機器販売業・貸与業

(平成31年度)

項目		保健所			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		西 部	広 島	呉									
高度管理医療機器販売業・貸与業	許可申請	5	5	0	7	4	1	4	26	52	4	8	90
	許可更新申請	3	7	1	9	12	2	2	36	67	9	23	135
	管理者兼務許可 (適用願い)	1	1	0	0	0	0	0	2	2	0	2	6
	許可証書換交付申請	0	0	0	1	3	0	0	4	15	0	1	20
	許可証再交付申請	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2
	変更届	22	35	1	55	70	28	36	247	604	48	201	1100
	休止届	0	3	0	0	0	0	2	5	0	0	4	9
	廃止届	4	4	1	5	3	0	3	20	51	3	10	84
	再開届	0	3	0	0	0	0	2	5	0	0	4	9

ウ 管理医療機器販売業・貸与業

(平成31年度)

項目		保健所			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		西 部	広 島	呉									
管理医療機器販売業・貸与業	届出	31	13	1	31	36	5	14	131	155	30	59	375
	変更届	13	14	5	11	22	2	6	73	87	40	17	217
	休止届	3	1	0	0	0	0	0	4	2	0	0	6
	廃止届	4	1	0	4	24	0	4	37	28	16	15	96
	再開届	3	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	5
	証明願	2	4	0	6	8	4	3	27	21	7	6	61

エ 配置販売業

(平成31年度)

事 項	許可申請	許可証書換交付申請	許可証再交付申請	許可更新申請	変更届	廃止届	休止届	請 配置従事者の身分証明書交付申	身分証明書書換交付申請	身分証明書再交付申請	取扱品目の変更・追加申請	計
件 数	2	0	0	7	17	7	0	207	9	1	0	250

オ 再生医療等製品販売業

(平成31年度)

項 目	保健所 (支所)			西 部 東	東 部	北 部	小 計	薬 務 課	合 計
	西 部	広 島	呉						
許可申請	0	0	0	0	0	0	0	2	2
許可更新申請	0	0	0	0	0	1	0	1	1
許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届	0	0	0	0	0	1	0	1	4
休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年度	薬局	医薬品販売業					配置 従事者	医療機器 販売業・貸与 ^(注6) 業 販売業		再生医療 等製品販 売業	合計
		店舗 ^(注1)	卸売 ^(注2)	薬種商 ^(注3)	配置 ^(注4)	特例 ^(注5)		高度管理	管理		
昭和 30	454	51		401	65	3,208	145				4,179
35	511	101		451	67	3,435	250				4,815
40	524	153		431	558	3,221	252		1,102		5,989
45	686	248		415	508 (43)	2,524	263		1,335		5,979
50	788	247 (140)		376	447 (57)	1,810	281		2,607		6,275
51	813	250 (134)		380	473 (71)	1,336	264		2,902		6,418
52	838	264 (139)		380	470 (70)	1,266	279		3,150		6,368
53	875	270 (153)		382	457 (70)	849	265		3,614		6,712
54	941	284 (156)		370	426 (74)	894	239		3,908		6,823
55	1,039	312 (176)		366	448 (78)	816	212		4,384		7,577
56	1,095	310 (190)		363	448 (82)	702	266		4,643		7,561
57	1,130	323 (222)		364	416 (76)	653	266		4,934		8,086
58	1,152	324 (225)		369	406 (72)	633	287		5,254		8,138
59	1,168	333 (232)		366	382 (70)	552	326		5,374		8,501
60	1,197	345 (239)		365	388 (73)	545	365		5,840		8,680
61	1,210	359 (246)		361	393 (79)	538	427		6,135		9,423
62	1,204	361 (248)		7	1 (87)	492	503		6,292		8,357
63	1,234	383 (261)		353	386 (90)	478	680		6,543		10,057
平成 元	1,275	392 (262)		24	3 (91)	474	451		6,786		8,954
2	1,275	415 (261)		346	406 (91)	453	476		6,904		10,275
3	1,261	443 (270)		341	410 (91)	448	574		6,952		9,855
4	1,288	483 (287)		338	403 (97)	442	509		7,736		11,199
5	1,302	503 (291)		328	355 (94)	427	515		8,280		11,195
6	1,318	529 (296)		326	331 (95)	402	533		8,235		11,674
7	1,340	571 (301)		323	354 (106)	395	552		8,558		11,541
8	1,367	587 (298)		314	304 (91)	346	548		8,653		12,119
9	1,379	599 (300)		313	300 (98)	334	643		8,751		11,676
10	1,427	601 (291)		314	291 (97)	303	755		8,874		12,565
11	1,433	594 (285)		294	269 (98)	276	855		8,906		11,772
12	1,475	570 (283)		308	270 (89)	258	724		8,996		12,601
13	1,503	576 (293)		301	263 (89)	251	594		9,156		12,050
14	1,537	548 (291)		291	256 (88)	243	628		9,129		12,632
15	1,551	548 (287)		283	247 (92)	238	621		9,017		11,884
16	1,569	558 (297)		270	257 (94)	219	645		10,628		14,146
17	1,585	544 (293)		267	214 (74)	218	660	1,217	11,138		15,183
18	1,579	540 (286)		252	213 (74)	205	782	1,329	11,240		16,140
19	1,588	531 (285)		248	211 (73)	191	585	1,966	13,628		18,363
20	1,621	522 (284)		241	207 (70)	184	636	1,464	12,128		17,003
21	1,609	479 303		18	216 (71)	162	535	1,442	11,861		16,625
22	1,606	451 328		25	207 (62)	123	567	1,416	11,150		15,873
23	1,608	504 378		17	187 (57)	76	481	1,523	11,537		16,311
24	1,617	510 408		12	175 (56)	30	484	1,444	11,438		16,118
25	1,626	523 401		8	166 (50)	30	442	1,467	11,570		16,233
26	1,626	531 396		7	155 (49)	29	451	1,537	11,407	6	16,145
27	1,622	540 394		6	140 (44)	28	359	1,561	11,501	10	16,161
28	1,618	555 397		5	139 (44)	27	327	1,611	11,513	17	16,209
29	1,613	560 393		5	119 (44)	25	305	1,645	11,372	20	16,057
30	1,615	558 397		5	116 (43)	25	332	1,681	11,734	20	16,151
31	1,599	560 384		4	116 (42)	24	295	1,676	10,828	20	15,506

(注1) 平成20年度までは、第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)(以下改正法という。)による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)(以下旧法という。)の一般販売業の数である。

平成21年度以降は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 平成20年度までの()内の数は、旧法による卸売一般販売業で、一般販売業の再掲である。

(注3) 平成21年度以降は、附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) ()内の数は県内業者数で、再掲である。

(注5) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注6) 医療機器貸与業については、平成26年11月24日以前の旧貸与業を含む。

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

(令和2年3月31日現在)

保健所(支所)	薬種	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬種商	特例販売業	医療機器販売業又貸与業		再生医療等製品業	計
									高度管理	管理		
西部		79	30	6	5	5	0	0	49	252	0	426
広島		88	34	11	8	8	0	4	83	573	0	809
呉		10	8	0	1	1	0	6	4	72	2	104
西部東		114	40	22	6	6	0	1	115	846	1	1,151
東部		164	55	29	6	6	0	1	135	635	3	1,034
福山		30	10	1	1	1	0	1	18	280	4	346
北部		53	23	10	3	3	0	7	57	278	1	435
薬務課											9	9
小計		538	200	79	30	30	0	20	461	2,936	20	4,314
広島市		676	213	215	43	43	3	2	827	5,076	0	7,098
呉市		142	50	23	7	7	1	1	108	661	0	1,000
福山市		243	97	67	9	9	0	1	280	2,155	0	2,861
合計		1,599	560	384	89	89	4	24	1,676	10,828	20	15,273

(3) 保健所（支所）・市町別薬局・医薬品販売業者等数

保 健 所 （ 支 所 ）	業 界 市 町 村	薬 局	店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	製 薬 造 販 売 局	薬 局 製 造	薬 種 商	特例販売業			医療機器販売業又は賃貸業		品 再 生 医 療 等 製 品 販 売 業 ※
								一 般	駅 構 内	小 計	管 高 理 度	管 理	
西 部	大 竹 市	23	8	1	1	1	0	0	0	0	13	63	0
	廿 日 市	56	22	5	4	4	0	0	0	0	36	189	0
	小 計	79	30	6	5	5	0	0	0	0	49	252	0
西 部 広 島	府 中 町	33	6	2	4	4	0	0	0	0	24	134	0
	海 田 町	16	6	1	0	0	0	0	0	0	13	109	0
	熊 野 町	8	5	0	2	2	0	0	0	0	4	63	0
	坂 町	3	4	1	0	0	0	0	0	0	6	54	0
	安芸高田市	15	5	6	1	1	0	1	0	1	15	115	0
	安芸太田町	6	4	0	0	0	0	0	0	0	5	32	0
	北 広 島 町	7	4	1	1	1	0	3	0	3	16	66	0
	小 計	88	34	11	8	8	0	4	0	4	83	573	0
西 部 呉	江 田 島 市	10	8	0	1	1	0	6	0	6	4	72	0
	小 計	10	8	0	1	1	0	6	0	6	4	72	0
西 部 東	竹 原 市	19	8	0	1	1	0	0	0	0	14	169	0
	東 広 島 市	92	31	22	5	5	0	0	0	0	100	637	1
	大崎上島町	3	1	0	0	0	0	1	0	1	1	40	0
	小 計	114	40	22	6	6	0	1	0	1	115	846	1
東 部	三 原 市	53	21	10	5	5	0	0	1	1	54	258	0
	尾 道 市	104	29	18	1	1	0	0	0	0	77	325	3
	世 羅 町	7	5	1	0	0	0	0	0	0	4	52	0
	小 計	164	55	29	6	6	0	0	1	1	135	635	3
東 部 福 山	府 中 市	28	10	1	1	1	0	0	0	0	17	248	0
	神石高原町	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	32	0
	小 計	30	10	1	1	1	0	1	0	1	18	280	0
北 部	三 次 市	32	15	9	2	2	0	3	0	3	44	177	1
	庄 原 市	21	8	1	1	1	0	4	0	4	13	101	0
	小 計	53	23	10	3	3	0	7	0	7	57	278	1
計		538	200	79	30	30	0	19	1	20	461	2,936	5
保 健 所 設 置 市	広 島 市	676	213	215	43	43	3	2	0	2	827	5,076	9
	呉 市	142	50	23	7	7	1	1	0	1	108	661	2
	福 山 市	243	97	67	9	9	0	1	0	1	280	2,155	4
	小 計	1,061	360	305	59	59	4	4	0	4	1,215	7,892	15
合 計	1,599	560	384	89	89	4	23	1	24	1,676	10,828	20	

※再生医療等製品販売業については、広島市の営業者は薬務課が、呉市の営業者は西部保健所呉支所が、福山市の営業者は東部保健所福山支所がそれぞれ所管する。

3 薬事監視

薬局、医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り、医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに、医薬品等の収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また、薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り、医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

- 医薬品等製造販売業・製造業については、自家試験等による品質管理、製造・管理記録及び製品表示の適正化
- 薬局、店舗販売業、卸売販売業及び薬種商販売業については、薬剤師等による実地管理の徹底
- 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底
- 薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう講ずべき措置（名札など）の徹底
- 適正な特定販売の徹底
- 不良・不正医薬品等の排除
- 医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除
- 無承認無許可医薬品（模造医薬品を含む。）の排除
- 医療機器販売業・貸与業については、管理者の設置、継続的研修の受講等の遵守事項の徹底

(1) 薬事監視員会議

保健所・政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	47名	H31.4.25	県庁本館R階R4会議室

(2) 薬事監視の年度別推移

区分		年度									
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象施設数		18,596	18,838	18,907	19,550	19,627	19,592	19,601	19,661	19,918	18,370
立入検査実施数		5,158	4,935	4,535	3,966	3,867	4,921	4,960	4,570	3,448	3,111
違反発見施設数		779	586	697	427	390	648	515	577	700	602
違反発見件数		1,252	1,028	1,028	592	543	729	647	687	918	985
内容	無許可・無届業	6	9	3	12	3	3	4	3	8	4
	無許可品	7	5	2	1	4	0	2	0	0	0
	不良品	1	1	4				0	1	0	1
	不正表示品	4	28	5	1	2	2	1	3	1	0
	誇大広告	66	76	63	38	28	31	10	16	24	19
	毒劇薬の譲渡等	6	5	11	1	0	1	0	18	1	0
	毒劇薬の貯蔵陳列等	75	110	156	93	37	124	64	102	93	65
	処方箋医薬品の譲渡等	6	5	4	2	1	5	0	2	2	4
	制限品目の販売	12	9	1	2	0	5	1	2	0	1
	構造設備の不備	169	123	131	26	35	67	63	59	52	80
	管理者の管理・その他	900	657	957	416	433	491	502	481	737	811
処分件数		74	38	23	99	45	108	139	132	118	150
訳	許可取消・業務停止	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0
	構造設備改善命令等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	検査命令等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (改善計画書等)	73	32	22	99	45	108	138	132	118	150
告発件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 対象施設は、医薬品医療機器法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(4)保健所別立入検査状況

平成31年度分

	(1) （年度末出現施設）数	(2) （人検査年度施行施設）数	(3) （違反年度見施設）数	(4) （特定販売未現施設）数	違反発見件数（年度中）															処分件数（年度中）					(30) （告 年度中） 数																											
					(5) 無許可無届業	(6) 無承認品	(7) 不良品	(8) 不正表示品	(9) 虚偽・誇大広告等	(10) 毒劇薬の譲渡等	(11) 毒劇薬の貯蔵陳列	(12) 譲渡せん記薬品等の	(13) 制限品目の販売	(14) 構造設備の不備	(15) 販売体制等の不備	(16) 特定販売に係る違反	(17) 管理薬品に係る違反	(18) の 製造販売安全管理の不備	(19) 品質管理の不備	(20) 指定薬物の製造	(21) 指定薬物の輸入	(22) 販 示・薬 物等 の	(23) 指定薬物の広告	(24) その他		(25) 許可取消・業 務停止	(26) 改善命令等	(27) 検査命令等	(28) 廃棄等	(29) その他																						
西部	426	311	50	0	0	0	0	1	0	10	1	0	9	27	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	78	0												
広島支所	851	294	55	4	0	0	0	3	0	7	0	0	2	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
呉支所	34	113	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
西部東	1,220	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
東部	1,185	1,125	88	0	0	0	0	2	0	11	0	0	24	50	26	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
福山支所	374	73	17	4	2	0	0	2	0	3	0	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
北部	596	270	59	0	0	0	0	8	0	7	3	0	9	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
薬務課	741	126	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
小計	5,427	2,443	310	8	2	0	0	0	16	0	38	4	1	51	121	27	16	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
広島市	8,690	424	253	77	2	0	1	0	0	0	23	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
呉市	1,076	71	12	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福山市	3,177	173	27	37	0	0	0	0	3	0	0	0	0	10	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	12,943	668	292	117	2	0	1	0	3	0	27	0	0	29	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総計	18,370	3,111	602	125	4	0	1	0	19	0	65	4	1	80	146	29	16	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 医薬品等一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和元年7月1日～10月31日

(イ) 薬局、店舗販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 毒薬・劇薬の保管・管理状況
- 資格者による実地管理状況
- 薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵・陳列状況
- 処方箋医薬品等の取扱い状況
- 医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
- 従事者に対する研修実施状況
- 薬局及び店舗販売業における指針の策定及び業務に関する手順書の策定及び手順書に基づく業務の実施状況
- 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置の遵守状況
- 勤務従事者の名札等の措置
- 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法
- 特定販売の状況及び広告の状況
- 実務の証明根拠となる従事状況の確認について
- 掲示事項について
- 使用期限を超過した医薬品の販売の禁止について
- 競売による医薬品の販売等の禁止について

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
837	195	23.3%

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業・製造業の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 医薬品等製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
- 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びGMP省令への適合状況
- 回収の措置に係る改善状況等の確認

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
132	36	27.3%

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果
(ア) a 薬局等の一斉取り締まり結果

東局等構造設備薬用への適合状況について	薬局		店舗販売		卸売販売		卸売販売先業		卸売販売先業		特別販売業	
	通	不適合	通	不適合	通	不適合	通	不適合	通	不適合	通	不適合
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	120	4	0	124	50	3	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	0	0	124	124								
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	124	0	0	124	53	0	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	88	36	0	124	39	14	0	53	16	2	0	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	2	32	2	36	1	13	0	14	2	0	0	2
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	77	1	46	124	47	4	2	53				
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	123	1	0	124								
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	124	0	0	124	53	0	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	113	11	0	124	45	8	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	124	0	0	124	53	0	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	117	7	0	124	52	1	0	53				
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	108	16	0	124	47	6	0	53				
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	118	6	0	124	51	2	0	53	18	0	0	0
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	117	4	3	124	21	0	32	53	16	0	2	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	118	6	0	124	51	2	0	53	12	0	6	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	1	0	123	124								
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	93	31	0	124	49	3	1	53	16	2	0	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	92	1	31	124	20	0	33	53	8	0	10	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	117	7	0	124								
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	112	12	0	124	18	0	35	53	16	0	2	18
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	121	3	0	124								
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	111	0	13	124	50	3	0	53				
東局等構造設備薬用へ適合しているか(特に防護設備を取付ける区域が他の区域と区別されているかどうか)。	120	4	0	124	48	5	0	53	17	0	1	18

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果
 (ア) b 配置販売業の一斉取り締まり結果

	薬剤師等の配置状況について	配置販売業者			既存配置販売業者				
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
①	当該区域を、薬剤師又は登録販売者（既存配置販売業については必要な知識経験を有する者）が管理しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
②	薬剤師又は登録販売者により医薬品の販売がされているか。	0	0	0	0				
体制指令への適合状況について									
③	配置販売の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定及びこれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	0	0	0	0				
④	従事者に対する研修を実施しているか。	0	0	0	0				
⑤	登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	0	0	0	0				
管理者による管理状況について									
⑥	当該区域の管理に関する帳簿を作成しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
配置販売業者が遵守すべき事項について									
⑦	従事者に医薬品医療機器法第33条第1項に規定する身分証明書の携帯や名札等の従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	配置販売の管理に係る記録及び医薬品の譲渡及び譲受に係る記録を作成し、保管しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	配置販売の際に、必要事項を記載した書面を添えて配置しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の取り扱いについて									
⑩	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いが適切か、(配置時の確認、数量の制限等)。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪	使用期限切れの医薬品を貯蔵、配置していないか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫	医薬品と他の物を区別して貯蔵しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬	一般用医薬品をリスク区分ごとに貯蔵、陳列（配置）しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の情報提供について									
⑭	一般用医薬品を配置する際に、適正使用のために必要な情報提供を行っているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮	⑩で不適のものうち、第一類医薬品に関する説明の文書等を用いていない件数				0	0	0	0	
医薬品等の広告について									
⑯	医薬品の配置販売時に、虚偽又は誇大な広告をしていないか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰	健康食品等の販売時に、医薬品的な効能効果等を標榜していないか。	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 医薬品等（医療機器を除く）製造業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	10	1	0	11	0	0	0	0	4	0	0	4	5	1	0	6
② GMPに適合しているか（総合的評価）	5	0	6	11	0	0	0	0	4	0	0	4				
③ 製造管理者又は責任技術者による管理状況	5	0	6	11	0	0	0	0	4	0	0	4	3	3	0	6
④ 製造管理及び品質管理に係る組織体制及び人員の配置（GMP省令第46条）	4	1	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑤ 手順書等の整備状況（GMP省令第7, 8条）	1	4	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑥ 構造設備（GMPの遵守状況）（GMP省令第9, 23条）	3	2	6	11	0	0	0	0	0	1	3	4				
⑦ 製造管理業務の適切な実施及び記録の保管（GMP省令第10, 24条）	1	4	6	11	0	0	0	0	0	1	3	4				
⑧ 品質管理業務の適切な実施及び記録の保管（GMP省令第11条）	2	3	6	11	0	0	0	0	0	1	3	4				
⑨ 製造所からの出荷の管理（GMP省令第12条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑩ バリデーションの実施及び変更の管理（GMP省令第13, 14条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑪ 逸脱の管理、品質等に関する情報及び品質不良の処理（GMP省令第15, 16条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑫ 品質情報及び品質不良等に対する処理並びに回収処理（GMP省令第17条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑬ 自己点検（定期的な実施、改善及び記録の作成）（GMP省令第18条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑭ 教育訓練（計画、実施及び記録の作成）（GMP省令第19, 25条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑮ 文書及び記録の保管状況（GMP省令第20条）	5	0	6	11	0	0	0	0	1	0	3	4				
⑯ 直接の容器、外箱の記載事項	11	0	0	11	0	0	0	0	4	0	0	4	5	1	0	6
⑰ 毒劇薬の取扱い	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	6	6
⑱ 許可総数（令和2年3月31日時点）	26				0				17				29			

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① GQPに適合しているか（総合的評価）	5	0	0	5	0	0	0	0	3	1	0	4	4	2	0	6
② GVPに適合しているか（総合的評価）	4	1	0	5	0	0	0	0	2	2	0	4	3	3	0	6
《GQP・GVP共通項目》																
③ 総括製造販売責任者、品質保証責任者及び安全管理責任者による管理状況	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	6	0	0	6
④ 品質管理及び安全確保業務に係る組織体制及び人員の配置	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	6	0	0	6
⑤ 手順書等の整備状況	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	6	0	0	6
⑥ 自己点検（定期的な実施、改善及び記録の作成）	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4				
⑦ 教育訓練（計画、実施及び記録の作成）	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4				
⑧ 文書及び記録の保管状況	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	4	2	0	6
《GQP項目》																
⑨ 製造業者等との取り決め（GQP省令第7条）	5	0	0	5	0	0	0	0	3	1	0	4				
⑩ 市場への出荷の管理（GQP省令第9条）	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	5	1	0	6
⑪ 適正な製造管理及び品質管理の確保（GQP省令第10条）	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	4	2	0	6
⑫ 品質情報及び品質不良等に対する処理並びに回収処理（GQP省令第11、12条）	5	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	6	0	0	6
《GVP項目》																
⑬ 安全管理情報の収集（GVP省令第7条）	4	1	0	5	0	0	0	0	3	1	0	4	4	2	0	6
⑭ 安全管理情報の検討並びに安全確保措置の立案及び実施（GVP省令第8、9条）	5	0	0	5	0	0	0	0	3	1	0	4	3	3	0	6
⑮ 市販直後調査、GPS部門との連携（GVP省令第10条）	5	0	0	5	0	0	0	0								
⑯ 許可総数（令和2年3月31日時点）	10				0				12				27			

(6) 医療機器一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和元年7月1日～令和2年2月28日

(イ) 医療機器販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

○ 営業所の管理及び構造設備の管理状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
高度管理医療機器等販売・貸与業	461	188	40.8%
管理医療機器販売・貸与業	2,936	318	10.8%

(ウ) 医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り，医療機器の収去検査

a 重点監視指導項目

○ 医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診QMS省令への適合状況

○ 医療機器製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況

○ 前年度以降，回収事例や違反事例があった業者に対する措置状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
製造販売業	34	10	11.8%
製造業	54	9	13.2%

イ 実施結果

(ア) 医療機器販売業の一斉取締り結果

監視項目	高度管理医療機器等			管理医療機器等			
	件数	適	不適	件数	適	不適	非該当
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	188	188	0	318	318	0	0
② 管理者が実地に営業所等を管理しているか	188	187	1	318	317	0	1
③ 医療機器の販売管理体制は適切か (未承認品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか)	188	184	4	318	317	1	0
④ 営業所の管理に関する帳簿を備え保存しているか	188	178	10	318	317	1	0
⑤ 医療機器の販売時に虚偽又は誇大な広告をしていないか。未承認又は未認証の医療機器を販売していないか	188	188	0	318	317	1	0
⑥ 販売等される医療機器又はその容器等に適切な表示がなされているか。(承認番号，認証番号及び届出番号等の表示を含む。)	188	188	0	318	318	0	0

(イ) 医療機器製造業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① 医療機器責任技術者の実地管理	9	9	0
② 製造販売業者との取り決め等の状況	9	9	0
③ 製造所における製造管理及び品質管理の状況	9	9	0

(ウ) 医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① QMS体制省令に適合しているか（総合的評価）	10	9	1
② GVPに適合しているか（総合的評価）	10	7	3
③ 品質管理監督システムに必要な文書の作成（QMS）	10	6	4
④ 品質管理監督文書の管理（QMS）	10	8	2
⑤ 品質管理監督システムの適切な実施のための記録の作成及び管理（QMS）	10	6	4
⑥ 管理者等（管理監督者、管理責任者、総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者）の配置状況（QMS）	10	9	1
⑦ 適正な製造管理及び品質管理の確保（QMS）	10	10	0
⑧ 市場への出荷の管理（QMS）	10	8	2
⑨ 品質情報及び品質不良等の管理（QMS）	10	10	0
⑩ 回収処理（QMS）	10	10	0
⑪ その他（QMS体制省令に関する事項以外の事項）	10	10	0
⑫ 安全管理情報の収集（GVP）	10	7	3
⑬ 安全管理情報の検討、報告及び安全確保措置の立案（GVP）	10	10	0
⑭ 安全確保措置の実施（GVP）	10	10	0
⑮ GPS部門との連携（GVP）	10	10	0

(7) 医薬品等収去検査

(単位：件)

分類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品 (薬局、医薬品販売業)	定量試験等	7	7	0
医薬品 (製造販売業)	規格試験等	9	9	0
医療機器	規格試験等 (無菌試験を含む)	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	0	0	0

(8) 無許可医薬品等

区分	種類	違反内容	発見機関	措置機関
—	—	—	—	—

(9) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア 無承認無許可医薬品実態調査結果

令和元年10月1日～令和元年11月29日を実施期間とし、県内で販売されている健康食品について、容器包装、添付文書、剤形及びチラシ、パンフレット等の広告物の調査を実施した。

(ア) 実施機関：薬務課及び各県立保健所（支所）

(イ) 調査対象施設：健康食品を取扱う施設（薬局、医薬品販売業、食品販売業等）

(ウ) 調査品目数：2,459品目

(エ) 無承認無許可医薬品に該当するもの：0品目

(オ) 不適正な広告：16品目

イ 健康食品等の買上調査結果

(ア) 痩身効果を標ぼうする食品を買い上げ、医薬品成分（シブトラミン）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シブトラミン等	7	0

(イ) 強壮効果を標ぼうする食品及びCBD オイル等を買い上げ、医薬品成分（シルデナフィル等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シルデナフィル等	3	0
大麻成分	1	0

ウ 広告物等の調査結果表

集 計 項 目		件 数	
1 立入調査施設数			
内訳	(1) 薬局	68 件	
	(2) 医薬品販売業	39 件	
	(3) 健康食品専門店	0 件	
	(4) スーパー, デパート	4 件	
	(5) 雑貨店	1 件	
	(6) アダルトショップ	0 件	
	(7) その他	6 件	
	計	118 件	
2 調査品目数			
内訳	(1) いわゆる健康食品関連	2,459品目	
	(2) 違法ドラッグ関連	0 品目	
3 措置件数		いわゆる健康食品	違法ドラッグ
内訳	(1) 販売中止を指導したもの	0 品目	0 品目
	(2) 広告物の撤去等を指導したもの	16 品目	0 品目
	計	16 品目	0 品目

(10) 広告違反事例

品名	違反内容	発見機関	措置機関
—	—	—	—

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
業務課	H31.4.9	県庁自治会館101 (広島市中区基町10-52)	新規配置従事者	16	医薬品医療機器法の概要について
	R1.5.16	ホテルニューヒロデン (広島市南区大須賀町14-9)	広島県毒物劇物安全協会	22	毒物及び劇物取締法の概要について
	R1.5.23	福山市東部市民センター (福山市伊勢丘6丁目6-1)	医薬品配置協議会会員	10	薬事関係法規・制度等について
	R1.5.28	グランセーレ東広島 (東広島市西条町御園宇9950-2)	農業製造販売業者、防除業者等	60	毒物及び劇物取締法について
	R1.6.12	広島市西区民文化センター (広島市西区横川新町6-1)	配置連合会会員等	86	医薬品適正使用と安全対策について
	R1.6.21	広島国際会議場 (広島市中区中島町1-5)	医療機器販売管理者・責任技術者	105	医薬品医療機器法その他薬事に関する関連法令等、立入検査における指摘事項について
	R1.6.25	広島県消防学校 (広島市安佐北区倉掛2丁目33-2)	消防職員初任者	87	毒物劇物について
	R2.7.2	広島県情報プラザ (広島市中区千田町3丁目7-47)	毒劇営業者・取扱者等	100	農業危害防止等について
	R1.7.11	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	卸売販売業者等	45	毒物劇物について
	R1.7.25	広島国際会議場 (広島市中区中島町1-5)	医療機器販売管理者	190	医薬品医療機器法その他薬事に関する関連法令等、立入検査における指摘事項について
	R1.10.10	広島市西区民文化センター (広島市西区横川新町6-1)	配置連合会	77	医薬品適正使用と安全対策について
	R2.10.15	広島県消防学校 (広島市安佐北区倉掛2丁目33-2)	消防職員初任者	50	毒物劇物に関する基礎的な知識について
	R1.10.17	広島県民文化センター (広島市中区大手町1丁目5-3)	医療機器販売業者等の営業管理者、医療機器修理業者の責任技術者	250	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき項目について
	R1.10.18	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	登録販売者協会会員等	100	医薬品医療機器法その他薬事に関する関連法令について
	R1.11.14	JAB広島県本部JAB西日本高専技術センター (広島市福山市東区大島1691-12)	JA職員	22	毒劇物取扱、表示・譲渡について
	R1.12.2	福山市東部市民センター (福山市伊勢丘6丁目6-1)	配置従事者	21	医薬品医療機器法その他薬事に関する関連法令について
	R1.12.8	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	薬局薬剤師	60	健康サポート薬局について
	R1.12.13	グランセーレ東広島 (東広島市西条町御園宇9950-2)	農業製造販売業者、防除業者等	43	毒物及び劇物取締法について
	R1.12.22	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	医療機器販売業者等の営業管理者・医療機器修理業者の責任技術者	275	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき事項について
	R2.1.18	まなびの館 ローズコム (福山市霞町1丁目10-1)	医療機器販売業者等の営業管理者、医療機器修理業者の責任技術者	115	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき項目について
	R2.2.13	広島市消費生活センター研修室 (広島県広島市中区基町6-27)	消費者協会会員	22	医薬品、薬局について
	R2.2.15	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	薬剤師等	86	改正医薬品医療機器法について
	西部保健所	R1.7.29	広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	保健師	7
R1.9.3		広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	管理栄養士	7	薬事業務及び薬物乱用防止
R2.1.14		広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	管理栄養士	7	薬事業務及び薬物乱用防止
R2.1.30		広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	医師	32	薬事業務及び薬物乱用防止
R2.1.31		広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	医師	24	薬事業務及び薬物乱用防止
西部保健所 広島支所	R1.5.26	サンピア・アキ (安芸郡海田町窪町8-8)	薬剤師	70	最近の業務行政について
	R2.1.22	広島県立吉田高等学校 (安芸高田市吉田町吉田719-3)	高校生、教諭	生徒360 教諭20	薬物乱用防止と医薬品の適切な使用について
西部保健所 呉支所	R1.6.11	呉市きんろうプラザ (呉市中通1-1-2)	農業取扱者	46	毒物及び劇物取締法の解説
西部東保健所	R1.6.4	農業技術センター (東広島市八本松町原6869)	毒物劇物販売業者等	112	毒物劇物取締法説明
	R1.7.23	東広島市立もみじ小学校・中学校 (東広島市八本松原1084番地)	小学生・中学生 教職員	34	薬物乱用防止
	R1.10.9	広島県立黒瀬高等学校 (東広島市黒瀬町乃美尾1番地)	高校生・教職員	312	薬物乱用防止
東部保健所	R1.5.27	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	新人歯科医師	1	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R1.6.24	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	県立広島大学学生 保健課職員	10	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R1.8.20	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	安田女子大学学生	15	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R1.8.29	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	医師	2	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
東部保健所 福山支所	R1.6.13	県立福山葦陽高等学校定時制課程 (福山市久松台三丁目1-1)	生徒等	70	薬物乱用防止
	R1.6.25	備後地域地産産業振興センター (福山市東深津町三丁目2番13号)	毒物劇物販売業者等	102	毒物劇物取締法説明
北部保健所	R1.6.18	十日市きんさいセンター (三次市十日市南1丁目2-18)	農業使用者及び販売者	118	毒物及び劇物について
	R1.12.14	三次市福祉保健センター (三次市十日市東三丁目14-1)	三次薬剤師会薬剤師	118	健康サポート薬局届出制度について
	R2.1.24	市立三次中央病院 健診センター2階講堂 (三次市東酒屋町10531)	県北地域の病院薬剤師及び薬局薬剤師	39	医療用麻薬の適切な取扱いについて
R2.2.3	西城薬水高等学校 (庄原市西城町西城345)	全学年生徒、教諭	85	大麻を中心とした薬物の乱用防止について	

5 薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

次のとおり開催した。

主 催 広島県，(公社) 広島県薬剤師会

後 催 廿日市市

協 力 広島漢方研究会

開催年月日	令和元年 10 月 22 日 (火・祝)
場 所	魅惑の里 (廿日市市吉和)
参 加 者	95 名

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において、関係機関へ協力を依頼するとともに、広報資料を配布し、ポスターを掲示する等、地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため、次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	受講者数
広島県薬剤師会館 2 F ふたばホール	R1. 11. 23	学校環境衛生基準の改訂ポイント - プール検査を中心に - 公益社団法人広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文 害虫対策 生態とその対策方法 フマキラー株式会社 開発研究部 基礎科学研究室 室長 佐々木 智基	90 人
まなびの館ローズコム 中会議室	R1. 11. 24	学校環境衛生基準の改訂ポイント - プール検査を中心に - 公益社団法人広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文 害虫対策 生態とその対策方法 フマキラー株式会社 開発研究部 基礎科学研究室 室長 佐々木 智基	65 人

6 薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は、平成 30 年 12 月末現在 7,229 人と平成 28 年 12 月末より 208 人増加している。

これを就業別にみると、薬局の勤務者が 4,045 人と全体の 56.0%を占め、次に病院又は診療所において調剤に従事する者が 1,446 人 (20.0%)、薬局の開設又は法人の代表者が 437 人 (6.0%)となっている。

なお、令和元年度の薬剤師免許申請件数は 272 件、薬剤師名簿訂正は 143 件、免許証書換え交付申請件数は 140 件、再交付申請件数は 15 件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数 (男)	薬剤師数 (女)	計
30	724	330	1,054
35	735	389	1,124
40	802	663	1,465
45	877	849	1,726
50	966	1,143	2,109
51	934	1,145	2,079
52	959	1,235	2,194
53	944	1,317	2,261
54	1,016	1,479	2,495
55	1,026	1,580	2,606
56	1,084	1,636	2,720
57	1,119	1,724	2,843
59	1,193	1,820	3,013
61	1,174	1,850	3,024
63	1,203	1,916	3,119
平成 2	1,322	2,362	3,684
4	1,422	2,545	3,967
6	1,524	2,806	4,330
8	1,714	3,223	4,937
10	1,783	3,466	5,249
12	1,839	3,587	5,426
14	1,946	3,690	5,636
16	1,910	3,700	5,610
18	2,032	3,959	5,991
20	2,115	4,004	6,119
22	2,226	4,237	6,463
24	2,264	4,292	6,556
26	2,319	4,448	6,767
28	2,424	4,597	7,021
30	2,502	4,727	7,229

(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数

(平成30年12月31日現在)

業務の種類 保健所等	総 数	薬 局		病院・診療所		大 学		医薬品関係企業		そ の 他			
		開設者又は法人代表者	勤 務 者	調 剤	検 査 其 他	勤 務 者 (研究・教育)	大学院生又は研究生	医 薬 品 関 係 企 業 (販 売 営 業 研 究 開 発 輸 入)	医 薬 品 関 係 企 業 (薬 種 商 販 売 業 含 む)	衛 生 行 政 機 関 又 は 保 健 者	其 他 の 従 事 者	無 職 の 者	不 詳
西 部	335	24	176	90	0	1	0	4	14	7	6	13	0
広島	395	29	230	74	4	0	0	39	9	0	8	2	0
呉	615	49	305	149	10	48	1	7	15	6	7	18	0
西 部 東	409	28	256	80	2	3	0	0	22	3	5	10	0
東部	603	59	339	151	7	0	0	8	20	5	5	9	0
福山	1,279	78	680	263	14	44	2	44	61	21	30	42	0
北 部	171	10	96	52	1	0	0	2	4	2	2	2	0
小 計	3,807	277	2,082	859	38	96	3	104	145	44	63	96	0
広島市 (薬務課)	3,422	160	1,963	587	37	48	5	238	166	56	68	94	0
合 計	7,229	437	4,045	1,446	75	144	8	342	311	100	131	190	0

- (注) 1 就業地別(「無職の者」については、住所地別)に掲げてある。
 2 平成30年12月31日現在の薬剤師届により、平成28年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（平成31年度）

保健所等	項目	薬剤師免許申請	薬剤師名簿訂正申請	薬剤師免許証書換え交付申請	薬剤師免許証再交付申請	薬剤師名簿登録削除申請
西部		0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0
西部東部		0	0	0	0	0
東部		0	0	0	0	0
	福山	0	0	0	0	0
北部		0	0	0	0	0
保健所計		0	0	0	0	0
薬務課		30	12	11	3	0
広島市計		118	71	72	6	2
	広島市保健所	34	16	17	1	2
	東区	11	6	6	0	0
	南区	24	5	5	2	0
	西区	13	10	10	0	0
	安佐南区	13	20	20	3	0
	安佐北区	7	4	4	0	0
	安芸区	6	1	1	0	0
	佐伯区	10	9	9	0	0
	呉市	21	7	7	1	0
	竹原市	0	1	1	0	0
	三原市	6	5	5	1	1
	尾道市	13	6	6	0	0
	福山市	41	19	19	3	1
	府中市	2	2	2	0	0
	三次市	4	2	2	0	0
	庄原市	2	1	1	0	0
	大竹市	3	1	1	0	0
	東広島市	10	7	6	0	0
	廿日市市	8	5	6	1	0
	安芸高田市	1	0	0	0	0
	江田島市	3	1	1	0	0
	府中町	2	0	0	0	0
	海田町	4	0	0	0	0
	熊野町	1	0	0	0	0
	坂町	2	0	0	0	0
	安芸太田町	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	0
	大崎上島町	0	0	0	0	0
	世羅町	1	0	0	0	0
	神石高原町	0	0	0	0	0
	合計	272	140	140	15	4